製品安全データシート

１．製品等及び会社情報

１．１ 製品の特定

製品名：　**ズームパワー　フォアハイテクエンジン**
製品分類：　エンジンオイル添加剤
用途：　自動車のエンジンオイル用添加剤
使用上の注意：　上記用途以外には使用しないこと。

１．２ 会社情報

会社名：　株式会社ユーエスシー
住所：　〒183-0044　東京都府中市日鋼町１番１
担当部門：　技術部
電話番号：　０４２－３５１－００１１　　ＦＡＸ番号：　０４２－３５１－００１０
作成者：　　e-mail：
改定日：　２０２４年　４月５日

２．危険有害性の要約

ＧＨＳ分類

・急性毒性（吸入：粉塵、ミスト）	区分４
・皮膚腐食性／刺激性	区分２
・眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2B
・生殖細胞変異原性	区分２
・特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分２（肺）
・特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分１（肺、皮膚、肝臓、腎臓）
・水生環境有害性　短期（急性）	区分３

※上に記述のないものは、「区分に該当しない」か「分類できない」

ＧＨＳのラベル要素

シンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

●吸入すると有害
●皮膚刺激
●眼刺激
●遺伝性疾患のおそれの疑い
●肺の障害のおそれ
●長期にわたる、又は反復ばく露による肺、皮膚、肝臓、腎臓の障害
●水生生物に有害

注意書き

安全対策

＊使用前にラベルをよく読むこと。
＊全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
＊上記用途以外には使用しないこと。
＊粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
＊屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
＊取り扱い後は手をよく洗うこと。
＊保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
＊この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
＊環境への放出を避けること。使用前にラベルをよく読むこと。

応急措置

＊皮膚（または髪）に付着した場合：多量の水で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
＊眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の診察／手当を受けること。
＊ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。

保管及び廃棄方法

＊子供の手の届かない所に施錠して保管すること。
＊容器の保存は、日光を遮断し、必ず密栓し、温度４０℃以上になる所、水周りや湿度の高い場所には置かないこと。
＊容器の廃棄の際は、中身を使い切ってから捨てること。
＊内容物や容器を廃棄する場合は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

３．組成・成分情報

単一製品・混合物の区別：　混合物

含有成分及び含有量

成分名・化学名	含有量 mass%	CAS No.	化審法No.	安衛法No.	PRTR 法No.
鉱油	７０	非公開	非公開	168	非該当
潤滑油添加剤	２６	非公開	非公開	非該当	非該当
硫化オレフィン（Ｃ８～４０）潤滑添加剤に含有	１．３	68515-88-8	9-1785	非該当	1-506※１
ジフェニルアミン（潤滑油添加剤に含有）	０．１８	122-39-4	3-133	277	非該当※２
モリブデン（有機ﾓﾘﾌﾞﾃﾞﾝ化合物に含有）	１未満	非公開	非公開	603	非該当※３

注）化審法No.　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報公示整理番号
安衛法No.　労働安全衛生法（安衛法）第 57 条の 2 第 1 項政令指定物質の政令番号
PRTR 法No.　特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）対象化学物質の政令番号
※１：2023 年 4 月から該当
※２：含有量が少ない為、非該当
※３：有機モリブデン化合物はＰＲＴＲ法に該当するが、含有量の関係から非該当。

４．応急措置

眼に入った場合：　水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の診断を受けること。
皮膚に付着した場合：　水と石鹸で付着した部分を洗う。
吸入した場合：　新鮮な空気の場所に移す。呼吸しやすい姿勢で休息させる。気分が悪いときは、医師に連絡する。
飲み込んだ場合：　無理に吐かせないで、医師の診断を受ける

５．火災時の措置

消火剤：　水（噴霧）、炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂、その他［耐アルコール性泡消火剤］
消火方法：
- 初期の火災には、粉末、炭酸ガス、乾燥砂等を用いる。
- 大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。

６．漏出時の措置

人体に対する注意事項
- 風下の人を退避させる。
- 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。

環境に対する注意事項
- 廃棄物は関連法令に基づいて処理すること。
- 河川や一般廃水溝等に排出しないように注意すること。

除去方法
- 少量の場合は、砂、ウエス等で吸着させて空容器に回収し、その後完全にウエス等で拭い取る。

７．取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策
- 眼及び皮膚に触れないようにし、必要に応じて保護具を着用する。
- 取扱い後は手洗い、洗眼を十分に行なう。作業着に付着した場合は着替える。
-

注意事項
- 指定数量以上の量を取扱う場合には法で定められた基準に満足する貯蔵所、取扱所で行なう。
- 炎、火花又は高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させない。

安全取扱い注意事項
- 常温で取扱うものとし、その際水分、きょう雑物の混入に注意する。

保管

適切な保管条件
- 容器は密栓し、直射日光の当たらない冷暗所に貯蔵する。

８．ばく露防止及び保護措置

ばく露濃度基準

成分	管理濃度	日本産業衛生学会	ACGIH
鉱油ミスト	規定なし	3mg/m^3	TWA　5mg/m^3
ジフェニルアミン	設定なし	設定なし	TWA　10 mg/m3

※安衛法：化学物質による健康障害防止のための濃度の基準（濃度基準値設定物質）（適用日：令和６年４月１日）
・ジフェニルアミン（蒸気と粒子の両方を捕集すべき物質）：八時間濃度基準値：5mg/m2、試料採取方法：ろ過捕集方法及び固体捕集方法、分析方法：ガスクロマトグラフ分析方法

設備対策：
- ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。
- 取扱い場所の近辺に洗眼及び身体洗浄の為の設備を設ける。

管理濃度：　規定なし（作業環境評価規準：労働省告示第２８号、平成７．３．２７）
許容濃度：　規定なし
保護具：
- 呼吸用保護具：　必要に応じて防毒マスクを着用する。
- 眼の保護具：　必要に応じて普通型眼鏡着用する。
- 保護手袋：　耐油性の物を着用する。
- 保護衣：　耐油性の長袖作業服等を着用する。

９．物理的及び化学的性質

外　観　：　茶褐色液体　　臭　い　：　鉱物油臭
揮発性　：　　引火点　：　194℃（COC）
爆発限界　：　上限%：有用な情報なし　下限%：有用な情報なし
溶解度　水：　難溶　　密度（15℃）：　０．９０１０
流動点　：　－２０℃以下

１０．安定性及び反応性

可燃性：　有り
発火性(自然発火性、水との反応性)：　なし
酸化性：
自己反応性・爆発性：
安定性：
反応性：　強酸化剤との接触を避ける

１１．有害性情報（人についての症例、疫学的情報を含む）

組成物質の有害性

鉱油

急性毒性（経口）　：　ラット LD50 > 5000 mg/kg（IUCLID（2000））。
急性毒性（経皮）　：　ラット LD50 > 5000 mg/kg（IUCLID（2000））。
急性毒性（吸入：ミスト）　：　ラット LD50 = 2.18 mg/L（IUCLID（2000））。
皮膚腐食性／刺激性　：　ウサギを用いた試験において軽度の刺激性を認めている複数の報告（IUCLID（2000））。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性　：　ウサギを用いた試験により、軽度の刺激性と記述されている報告（IUCLID（2000））がある。
生殖細胞変異原性　：　ラットを用いた細胞遺伝学的試験[染色体異常試験]（体細胞 in vivo 変異原性試験）における異常細胞の増加（IUCLID（2000））に加え、職業ばく露を受けたヒトの末梢血リンパ球で染色体異常の頻度増加が観察された（IARC suppl.7(1987)）こと、および生殖細胞 in vivo 遺伝毒性試験の情報がない。
発がん性　：　IARC（1987 年）により未精製または軽度処理油１はグループ１、高度精製油ではグループ３に分類され、ACGIH（2006 年）の提案もほぼ同様の分類と言える。産衛学会（1977 年）では未精製および半精製品として第１群に分類されている。以上より分類が確定している IARC の分類に従い、高度精製油に関しては区分外、未精製油または低度処理油は区分１Ａとした。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）　：　ラットに吸入ばく露した試験により、肺に肉眼的、病理組織学的な急性変化（詳細不明）が用量依存的（1.51～5.05 mg/L）に見られたとの記述（IUCLID（2000））。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）　：　長年にわたり鉱油、あるいはそのミストのばく露を受けたヒトで肺線維症、脂肪肺炎、肺の脂肪肉芽腫が報告され（ACGIH（2001）、IARC 33(1984)、EHC 20(1982)）、また、疫学調査において切削油への職業ばく露により重度の毛嚢炎の発生が報告されている（IARC 33(1984)）。
誤えん有害性　：　ヒトで鉱油の摂取により肺への吸引を起こし、その結果油性肺炎または化学性肺炎をもたらすとの報告（EHC 20(1982)、IARC 33(1984)、ICSC（2001）、ACGIH（2001））。

潤滑油添加剤

急性毒性（経口）　：　ラット LD50 > 5000 mg/kg（ＭＳＤＳ）。
急性毒性（経皮）　：　ラット LD50 > 5000 mg/kg（ＭＳＤＳ）。
急性毒性（吸入：ミスト）　：　データなし

皮膚腐食性／刺激性　：　MSDS に「刺激することがある」の記述。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性　：　MSDS に「中～強度に目を刺激する」の記述。
生殖細胞変異原性　：　MSDS に「この製品あるいはこの製品に 0.1%以上含まれる成分が変異原性または遺伝子毒性を持つことを示すデータはない」との記述。

有機モリブデン

急性毒性（経口）　：　ラット LD50 > 2000 mg/kg（ＭＳＤＳ）。
急性毒性（経皮）　：　ラット LD50 > 2000 mg/kg（ＭＳＤＳ）。
急性毒性（吸入：ミスト）　：　データなし
皮膚腐食性／刺激性　：　MSDS に「僅かな刺激性あり」との記述。

１２．環境影響情報

分解性：　有用な情報なし
蓄積性：　有用な情報なし
魚毒性：　鉱油　有用なデータなし　、潤滑油添加剤　65ppm（計算値）　、有機モリブデン　ＬＣ50＝400mg/L（96 時間）
その他：　有用な情報なし

１３．廃棄上の注意

製品、容器等の廃棄は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。

１４．輸送上の注意

陸上輸送：消防法等の危険物輸送について定めるところに従う。
海上輸送：船舶安全法に定めるところに従う。
航空輸送：航空法に定めるところに従う。
混載禁止：第１類及び第６類の危険物及び高圧ガス。

１５．適用法令

①　消防法：　第４類第３石油類（非水溶性）　危険等級Ⅲ
②　労働安全衛生法：　第 57 条　名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物　168 鉱油、603 モリブデン及びその化合物
※化学物質による健康障害防止のための濃度の基準（濃度基準値設定物質）（適用日：令和６年４月１日）：ジフェニルアミン（蒸気と粒子の両方を捕集すべき物質）：八時間濃度基準値：5mg/m2、試料採取方法：ろ過捕集方法及び固体捕集方法、分析方法：ガスクロマトグラフ分析方法
※ジフェニルアミンは皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質であるが、含有量が少ないため、非該当
③　化管法：　硫化オレフィン（Ｃ８～４０）1-506
④　水質汚濁防止法：　油分排出規制（５ｍｇ／Ｌ許容濃度）
⑤　海洋汚染防止法：　油分排出規制(原則禁止)
⑥　下水道法　：　鉱油類排出規制（５ｍｇ／Ｌ）
⑦　船舶安全法　：　引火性液体
⑧　航空法

※　都道府県又は市町村条例により規制が異なる場合があるので、詳細は当該自治体にご確認ください。

１６．その他の情報

１６.１　引用文献

①　石油製品安全データシート作成の手引き　　石油連盟（平成１２年７月）
②　オートケミカル製品のための製品安全データシート作成指針改訂版(日本オートケミカル工業会)
③　ＪＡＣＡ(日本オートケミカル工業会)編集：化学物質管理データベース
④　原料の製品安全データシート
⑤　緊急時応急措置指針　［改訂第３版］　容器イエローカード（ラベル方式）への適用　日本規格協会
⑥　ＧＨＳ分類結果データベース　独立行政法人製品評価技術基盤機構
⑦　化学品の分類および表示に関する世界調和システム（ＧＨＳ）改訂６版　国際連合

１６.２　ＪＩＳの有無

なし

※注意

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報モデルの一つとして、取り扱う事業者に提供されるものです。
取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。
従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。

[会社情報]

販売者：(株)スズキ自販中部
所在地：愛知県名古屋市瑞穂区堀田通4-4
TEL:052-884-8011